

# いくなときは届け出を



国民健康保険の届け出  
国民健康保険税  
市民課 税務課  
☎(50)1228  
☎(50)1242

市内にお住まいの74歳以下の人は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。

国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れ、過去の分

から一度にまとめて納めることになると、大きな負担となります。

また、就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れないようお願いいたします。

## ■14日以内に届け出を

届け出の内容		届け出に必要なもの
国保に入るとき	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類
	お子さんが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
国保をやめるとき	転出	市の保険証（転出の届け出のときに申し出をしてください）
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証（死亡の届け出のときに申し出をしてください）
	生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
そのほか	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書（入学許可証）
	退職者医療制度の対象になった	市の保険証、年金証書
	世帯主、住所などが変わった	市の保険証
	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）など  
※世帯主が変わったときは、必ず世帯員全員の保険証をお持ちください

## 障害がある人のための手当制度 現況届の提出を忘れずに

困社会福祉課 ☎(50)1252

各種障害関係の手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届の提出（所得状況届含む）が必要となります。

### 特別児童扶養手当 （所得制限あり）

在宅の心身に障害のある児童（20歳未満）の保護者に支給されます。

### ■支給対象

- ◇1級 身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの2以上、または前記と同程度の障害がある児童。月額4万9900円
- ◇2級 身体障害者手帳おおむね3級、療育手帳おおむねBの1、または前記と同程度の障害がある児童。月額3万3230円

各手当の申請を随時受け付けています。申請には所定の診断書または障害者手帳が必要です。

### 障害児福祉手当 （所得制限あり）

※特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当は平成26年4月以降の月分から月額が変更になりました

重度の障害のため、日常生活

活で常時介護を必要とする在宅の児童（20歳未満）に支給されます。

### ■支給対象

身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害がある児童。月額1万4140円

### 心身障害児福祉手当

在宅の心身に障害がある児童（20歳未満）の保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当を受給している場合は手当が受けられません。

### ■支給対象

身体障害者手帳3級以上、療育手帳Bの1以上の児童。月額4000円

### 特別障害者手当 （所得制限あり）

著しく重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。

給されます。

### ■支給対象

身体障害者手帳1・2級の1部で、異なる障害が重複している人、療育手帳Aの1、または前記と同程度の障害がある人。月額2万6000円

### 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当 （所得制限あり）

在宅の20歳以上の重度の障害者または介護者に支給されます。

ただし、特別障害者手当を受給している場合、介護保険給付を受けている場合は手当が受けられません。

### ■支給対象

重度の知的障害がある人、または65歳未満でおおむね6カ月以上ねたきりの日常生活全面にわたって介護を必要とする人。月額8650円

## 社会体験で仕事をまなぶ 中学生「社会体験学習」

困学校教育課 ☎(50)1239



中学2年生による社会体験学習が実施されます。この学習は、生徒一人ひとりが望ましい職業観を育むことをねらいに、地域の

事業所の支援と協力を得て行われます。事業所の皆さんには、子どもたちが、夢や希望を持って社会に巣立っていきけるよう体験の機会の提供をお願いします。

各中学校の日程は下表のとおりです。

学校名	実施期間 ※期間内3日間程度	問い合わせ
佐原中学校	8月4日(月)～8日(金)	☎(52)5157
香取中学校	8月20日(水)～22日(金)	☎(50)5000
佐原第三中学校	8月25日(月)～27日(水)	☎(59)2244
佐原第五中学校	8月4日(月)～8日(金)	☎(55)2233
新島中学校	8月4日(月)～8日(金)	☎(56)0702
小見川中学校	11月5日(水)～7日(金)	☎(82)3309
山田中学校	11月5日(水)～7日(金)	☎(78)4411
栗源中学校	8月4日(月)～11日(月)	☎(75)2034

## 小学生「ゆめ・仕事ぴったり体験」

小学6年生も、職場見学を中心とした体験学習を実施します。原則的に半日程度の体験となります。各小学校から事業所へ体験学習の依頼をしますので、ご協力をお願いします。

社会体験学習事業に関しては、各学校まで問い合わせください。